

政令第 号

原子力規制庁組織令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第三項並びに原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第七条第六項及び第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（次長）

第一条 原子力規制庁に、次長一人を置く。

2 次長は、原子力規制庁長官を助け、原子力規制庁の事務を整理する。

（総括整理職の数）

第二条 原子力規制庁の所掌事務の一部を総括整理する職に係る原子力規制委員会設置法（以下「法」という。）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、五人とする。

（原子力規制庁の課等の数）

第三条 原子力規制庁に置く課及びこれに準ずる室に係る法第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、六とする。

2 原子力規制庁に置く課長に準ずる職に係る法第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十条第五項に規定する政令の定める数は、五人とする。

#### 附 則

この政令は、法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

## 理由

原子力規制庁の組織に関し必要な事項を定める必要があるからである。